

簡易専用水道検査の実施報告に係るご説明

簡易専用水道の設置者様

一般財団法人 広島県環境保健協会

○簡易専用水道検査の結果が特に衛生上問題があると認められる場合の代行報告への同意について

検査の結果が特に衛生上問題があると認められた場合、設置者は、速やかに対策を講じるとともに、直ちに管轄する市町または保健所等にその旨を報告する必要があります（ただし、国の設置する施設である場合は、厚生労働大臣に報告することとなっています）。

当協会としましては、公衆衛生の向上、維持の観点から判断し、保健所等への代行報告を行いたいと考えております。つきましては、検査のお申し込みに当たり、この趣旨に同意いただける場合、検査依頼書右上のチェック欄に「はい」を、同意いただけない場合は「いいえ」にチェックを入れてください。

同意いただけない場合、当協会から保健所等に代行報告はいたしませんので、下記事例が認められた施設に関しては、設置者様においてその旨報告していただきますようお願い申し上げます。

特に衛生上問題があると認められる場合とは、以下のいずれかに該当することをいいます。

- (一) 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合
- (二) 水槽内に動物等の死骸がある場合
- (三) 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合
- (四) 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合
- (五) マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合
- (六) その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

*以下の説明文については、個人所有者の方のみお読みください。

○簡易専用水道検査の受検に関する情報提供への同意について

水道水の安全・安心、公衆衛生の向上のため、市町または保健所等の担当部署は、未受検施設への受検勧奨等、設置者に対して指導していくことが必要とされています。当協会においても、同様の観点より、検査を受検された旨を市町または保健所等へ情報提供することによって、公衆衛生の向上に役立てたいと考えております。

つきましては、検査のお申し込みに当たり、この趣旨に同意いただける場合は、検査依頼書右上（上段）のチェック欄に「はい」を、同意いただけない場合は「いいえ」にチェックを入れてください。

*個人情報の利用に際しては、明示した目的にのみ利用します。また、お客様に同意を得ていない第三者への情報提供は行いません。

(問い合わせ先)
〒730-8631
広島市中区広瀬北町9-1
(一財)広島県環境保健協会
環境生活センター環境調査課
TEL 082-232-6487